

工業製品生産許可証管理弁法

第一章 総則

第一条 根本から製品の品質を高め、製品の安全を保証し、工業製品の生産許可証管理作業を規範化するために、『中華人民共和国製品品質法(中文：中華人民共和国産品質量法)』、『工業製品生産許可証試行条例(中文：工業産品生産許可証試行条例)』、『危険化学品安全管理条例(中文同)』及び国務院が国家品質監督検査検疫総局(中文：国家質量監督検査検疫総局。以下、国家質検総局と略する)に付与した職能に基づき、本弁法を制定する。

第二条 国家は国家の安全、人類の健康或は安全、動植物の生命或は健康、ならびに環境を保護する重要な工業製品に対し、生産許可証制度を実施する。国家は『工業製品生産許可証制度を実施する製品のリスト(中文：実施工業産品生産許可証制度的産品リスト)』(以下、『リスト』と略する)を統一して制定し公布する。中華人民共和国の国内にて『リスト』中の製品を生産販売する場合の生産許可証の申請、審査、証書発行(或は交換)及びマークの使用については、本弁法を遵守しなければならない。如何なる企業、単位及び個人(以下、企業と略する)と雖も、生産許可証を取得していない場合は『リスト』中の製品を生産してはならない。生産許可証を取得せず独断で当該製品を生産した場合は、無許可生産と見なす。

第三条 国家質検総局は国務院各部門及び産業の役割を十分に発揮することを基礎とし、全国の工業製品許可証業務に対し統一した管理を実施しなければならない。業務の必要に応じて、国家質検総局は各省、自治区、直轄市の品質技術監督局(中文：質量技術監督局。以下、省級品質技術監督局と略する)、各種証書を発行する製品審査部門ならびに各種証書を発行する製品検査機構に授權し、共同で工業製品生産許可証の受理、企業の生産条件の審査、製品の品質検査及び材料の総括報告作業を実施する。 1

第四条 工業製品生産許可証の管理作業は法に則った行政を行い、公正、公開、高効率の原則を堅持し、重複審査をしないものとする。

第二章 工業製品生産許可証の管理

第五条 国家質検総局は全国の工業製品生産許可証業務を管理するものとし、その主たる作業職責は以下の通りである。

- (1) 本『弁法』の確実な実施に責を負う。
- (2) 生産許可証に関する規則及び規範性のある文書を制定する。
- (3) 生産許可証制度による管理を実施する製品のリストを制定し、公布する。
- (4) 必要に応じ、各製品審査部を設立し、監督管理を行う。

- (5) 各種製品の生産許可証制度実施細則を制定、公布する。
- (6) 生産許可証検査任務を担当する検査機構を審査、確定する。
- (7) 生産許可証書を発行する。
- (8) 生産許可証を取得した企業の名簿を公告する。
- (9) 生産許可証審査員の教育、試験及び任命を計画して実施する。
- (10) 生産許可証審査員及び管理人員の業務行為を監督する。
- (11) 生産許可証発行後の監督管理を計画して実施する。
- (12) 生産許可証取得企業の年度審査を計画して実施する。
- (13) 無許可生産や無許可製品の販売等の違法行為に対し調査し、処分を行う。
- (14) 生産許可証情報管理システムを構築する。
- (15) 生産許可証業務に関するクレームを受理し、生産許可証に関する争議事由を処理する。

全国工業製品生産許可証弁公室(以下、全国許可証弁公室と略する)は生産許可証管理の日常的業務を担当する。

第六条 国務院関連部門は各自の職責範囲において国家質検総局に協力し、関連領域の生産許可証業務を遂行するものとし、その主たる職責は以下の通りである。

- (1) 国家の経済発展政策及び関連法規に基づき、生産許可証による管理を実施する製品項目を提案する。
- (2) 生産許可証による管理を実施する製品に適用する基準及び技術規範を起草し、審査の上確定する。
- (3) 要求に基づいて関連製品の生産許可証実施細則を起草する。
- (4) 関連製品の生産許可証を担当する審査部及び製品品質検査機構を推薦する。
- (5) 許可証取得条件に符合する企業名簿を確認する。

第七条 省級品質技術監督局は国家質検総局の指導の下、当該行政区域内の生産許可証に対する日常の監督監理業務を実施するものとし、その主たる職責は以下の通りである。(1) 企業の生産許可証申請の受理に責を負う。

- (2) 許可証を申請する企業の生産条件に対する審査を実施するか、或は実施に協力する。
- (3) 生産許可証検査任務の実施を担当する検査機構を推薦する。
- (4) 生産許可証実施細則の公布の実施をするか、或は実施に協力する。
- (5) 生産許可証を取得した企業の監督管理に責を負う。
- (6) 生産許可証を取得した企業の年度審査を計画し、実施する。
- (7) 無許可生産や無許可製品の販売等の違法行為に対し調査し、処分を行う責を負う。

各省、自治区、直轄市工業製品生産許可証弁公室(以下、省級許可証弁公室と略する)は当該行政区域内における生産許可証管理の日常的業務を担当する。

第八条 生産許可証製品審査部は全国許可証弁公室の委託を受け、関連製品生産許可証の技術審査作業を担当するものとし、その主たる職責は以下の通りである。

- (1) 全国許可証弁公室に協力し、関連製品の生産許可証実施細則を起草する。

- (2) 生産許可証実施細則の公布を行う。
- (3) 許可証を申請する企業の生産条件に対する審査を実施するか、或は実施に協力する。
- (4) 生産許可証検査作業を担当する検査機構を推薦する。
- (5) 許可証を申請する企業の関連資料を審査、総括する。
- (6) 生産許可証を取得した企業の年度審査を計画し、実施する。

第九条 法に基づき設置された製品品質検査機構、及び法に基づき授権された製品品質検査機構は、認可を得た上で生産許可証関連製品の品質検査任務を担当し得るものとし、との主たる職責は以下の通りである。

- (1) 生産許可証関連製品の検査測定任務を担当し、科学的、公正且つ正確な検査報告書を提出する。
- (2) 各省級品質技術監督局に協力し、生産許可証を取得した製品に対する監督検査業務を実施する。
- (3) 許可証発行製品の品質状況を速やかに国家質検総局に提出する。

第十条 工業製品生産許可証審査員は教育を受け、試験に合格して資格証書を取得した上で相應の審査業務を担当しなければならない。審査員は『工業製品生産許可証交換(発行)実施細則(中文：工業產品生産許可証換(発)証実施細則)』及び関連規定に基づくと共に、規定の手順に基づいて作業を実施しなければならない。

第十一条 工業製品生産許可証の費用には審査費、製品検査費及び公告費を含み、具体的な受領及び使用方法は国务院関連部門の規定に基づいて実施する。

第三章 許可証の取得手順

第十二条 企業は生産許可証取得の際に次の基本条件を具備していなければならない。

- (1) 企業の経営範囲に許可証取得を申請する製品が含まれていること。
- (2) 製品の品質が現行の国家基準或は業界基準ならびに企業が明示する基準に符合していること。
- (3) 正確且つ完全な技術文書と生産プロセス要求を有していること。
- (4) 当該製品品質を保証する生産設備、プロセス装備、計量及び検査手段を有していること。
- (5) 正常な生産と製品の品質を保証する専門技術者、技術熟練工、及び計量検査員を有していること。
- (6) 健全且つ有効な品質管理制度を有していること。
- (7) 法律、行政法規及び国家の関連政策規定の関連要求に符合していること。

第十三条 『リスト』中の製品を生産する企業は、省級品質技術監督局に申請を提出しなければならない。各省級品質技術監督局は企業の申請資料を受理した後、7 労働日以内に申請条件に符合する企業に対し、『生産許可証受理通知書』を発行しなければならない。法律、行政法規の規定が制限する条件を除き、如何なる単位も別途条件を付加すること、

企業が生産許可証を申請することを制限してはならない。新規設立企業及び新規生産転換企業は適時所在地の省級品質技術監督局にて生産許可証の申請を行わなければならない。

第十四条 企業の生産条件については、以下の手順に則り現場審査を実施しなければならない。

(1)生産許可証実施細則は、省級品質技術監督局が企業の生産条件の審査及びサンプル採取を計画する責を負い、省級品質技術監督局は企業の申請を受理した後2ヶ月以内に、許可証の申請を行った企業の生産条件について審査を行うと共に、現場にてサンプル採取を実施する。省許可証弁公室は企業の申請を受理した日から3ヶ月以内に資料の総括を完了し、合格企業の名簿及び関連資料を審査部に提出する。また、審査部は省級品質技術監督局が提出した資料を受理した日から45日以内に企業の生産条件抽出検査ならびに資料の総括を完了すると共に、合格企業の名簿及び関連資料を全国許可証弁公室に提出しなければならない。

(2)生産許可証実施細則は、審査部が企業の生産条件の審査及びサンプル採取を計画を担当する事を規定し、省級品質技術監督局は企業の申請を受理した後15日以内に、関連資料を審査部に提出する。審査部は省許可証弁公室が提出した資料を受理した日から2ヶ月以内に許可証の申請を行った企業の生産条件について審査を計画、実施すると共に、現場にてサンプル採取を実施する。審査部は省許可証弁公室が提出した資料を受理した日から3ヶ月以内に、合格企業の名簿及び関連資料を全国生産許可証弁公室に提出しなければならない。

(3)許可証の申請を行った企業の生産条件審査作業は審査チームが担当し、審査チームはグループリーダー責任制を採り、審査チームは審査報告書に対し責を負うものとする。

第十五条 許可証の申請を行う企業はサンプル採取後15日以内に、当該サンプルを指定された検査機構に送達しなければならない。検査機構はサンプルを受理した後、実施細則に規定する基準及び要求に基づいて検査を行うと共に、規定期間内に検査作業を完了しなければならない。基準において製品検査に対する特別な要求がある場合は、当該基準の規定に則り実施するものとする。製品検査周期が第十四条に規定する資料提出期限を超過する場合は、資料提出期限は、検査完成期日とする。

第十六条 全国許可証弁公室は各省級品質技術監督局、審査部が総括した許可証発行条件に符合する企業の名簿及び関連資料を受理した日から1ヶ月以内に、審査、決定を完了する。審査決定の上、許可証発行条件に符合するものについては、国家質検総局が生産許可証を発行し、符号しないものについては、提出された資料を関連省級品質技術監督局或は審査部に差し戻すと共に、企業に通知する。

第十七条 省級品質技術監督局は許可証発行条件に符合しない企業に対し、『生産許可証審査不合格通知書』を発行すると共に、『生産許可証受理通知書』を回収しなければならない。企業は『生産許可証審査不合格通知書』を受領した日より、内容の修正を実施し、2ヵ月後以降に再度申請することができる。

第四章 証書及びマークの管理

第十八条 工業製品生産許可証マーク及び番号は、漢字ピン音表記を採用し、XK とその後の 10 桁のアラビア数字により構成される。即ち、XK × × - × × × - × × × × × × で表示される。XK とは「許可」を表し、数字の最初の 2 桁は産業別番号、中間の 3 桁は製品別番号、最後の 5 桁は企業生産許可証番号を表す。

第十九条 生産許可証の有効期限は通常 5 年を超えず、有効期限は許可証書発行日から起算する。企業は生産許可証有効期限満了の 6 ヶ月前に、所在地の省級品質技術監督局にて許可証交換申請を行うものとし、期日どおりに申請せず、許可証交換期間が遅延した場合は、企業がその責任を負わなければならない。許可証の申請を行う企業が、『生産許可証受理通知書』を所有している場合、その製品は、受理通知書発行日から 6 ヶ月以内は許可証保有製品と見なす。

第二十条 生産許可証有効期限内に、製品基準に変更があった場合、審査部が新たな検査及び評価審査計画を提出し、国家質検総局が補充審査を計画、実施する。企業は生産条件に変化(許可証取得製品の生産地点の改築、改造、拡張、移転等を含む)があった場合、当該変化発生後 3 ヶ月以内に、所在地の省級品質技術監督局に申請を提出し、規定の手順に基づいて変更手続きを行わなければならない。企業の名称に変更があった場合は、当該名称変更発生後 3 ヶ月以内に、所在地の省級品質技術監督局に生産許可証書名称変更申請を提出しなければならない。

第二十一条 企業は生産許可証書を受当に保管しなければならない。損壊或は不可抗力等により生産許可証書が遺失或は識別不能となった場合は、速やかに省級以上の主要新聞紙上に声明を掲載すると共に、当地の省級品質技術監督局に報告しなければならない。省級品質技術監督局は適時企業の生産許可証補充発行申請を受理し、規定に則り証書の補充発行手続を実施しなければならない。

第二十二条 企業は、生産許可証を取得した製品について、製品、包装或は説明書に生産許可証マーク及び番号を記載しなければならない。

第二十三条 生産許可証を取得した企業は、生産許可証マーク及び番号を他人に譲渡してはならない。

第二十四条 生産許可証を取得した企業は、合格製品の継続的な生産を保証しなければならない。『リスト』中の製品を販売する企業は、販売する製品が有効な生産許可証を取得していることを保証しなければならない。生産許可証管理を実施する製品を生産販売する企業は、各地の品質技術監督部門の監督と管理を受けなければならない。

第五章 罰則

第二十五条 企業が『リスト』中の製品を生産し、本弁法に基づき生産許可証を取得せず、独自で生産販売した場合については、品質技術監督部門がその生産販売を停止し、期限を設

けて生産許可証を取得するよう命令を下す。違法所得があるものについては、当該違法所得を没収すると共に、製品の違法生産販売(既販売、未販売を含む、以下同)として処分を行い、当該物品金額の15%~20%の罰金を課する。損失が発生した場合には、法に基づきその法的責任を追及する。

第二十六条 生産許可証実施細則中の関連する製品基準要求に符合しない製品を生産販売した場合は、『中華人民共和国製品品質法』第四十九条の規定に基づいて処罰する。状況が深刻である場合は、生産許可証を取消す。

第二十七条 生産許可証を偽造或は虚偽に使用した場合、ならびに生産許可証を取得した企業が生産許可証マーク或は番号を譲渡若しくは改ざんした場合は、品質技術監督部門が改善命令を下すと共に、『中華人民共和国製品品質法』第五十三条の規定に基づき処罰する。状況が深刻である場合は、生産許可証を取消す。他人が提供する生産許可証マーク及び番号を違法に取得、使用した場合は、無許可として処分し、本弁法第二十五条の規定により処罰を課する。

第二十八条 許可証取得条件に符合しないが、不正手段を用いて生産許可証を取得した場合は、その生産許可証を取り消し、3万元以下の罰金を課する。

第二十九条 既に生産許可証を取得した企業が、本弁法の要求に基づく製品、包装或は説明書への生産許可証マーク及び番号の記載を実施していない場合は、『中華人民共和国製品品質法』第五十四条の規定に基づき処罰する。

第三十条 生産許可証を取得した製品が製品品質国家監督抽出検査或は省級監督抽出検査で不合格となった場合は、企業に対し期限を設けて改善命令を下すものとする。改善期間満了後、再検査で再度不合格となった場合は、生産許可証を取消す。

第三十一条 許可証を発行する製品の検査任務を担当する検査機構が検査データ或は検査の結論を偽造した場合は、『中華人民共和国製品品質法』第五十七条の規定に基づき処罰すると共に、検査任務担当資格を取消す。

第三十二条 生産許可証業務に従事する関係業務人員が職権をしたり、職責を軽んじたり、私利を営み不正を働いたり、犯罪を犯したりした場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪の構成に至らない場合は、法に基づき行政処分を行う。生産許可証管理業務に従事する品質技術監督部門、製品審査部に上述の違法、規定違反行為があった場合は、警告ならびに批判を通報するものとし、状況が深刻なものについては、その生産許可証業務従事資格を取消す。

第三十三条 企業が生産許可証の発行及び取消に異議がある場合は、省級品質技術監督局に再審査を提出することができる。当該再審査結果に異議がある場合は、全国許可証弁公室に最終再審査の実施を申請することができる。企業が行政処罰の決定に異議がある場合は、行政処罰通知書を受領した日から2ヶ月以内に、法に基づき1級上の品質技術監督部門に行政再検討申請を提出するか、或は直接裁判所(中文：人民法院)に行政訴訟を起こすことができる。

第六章 付則

第三十四条 本『弁法』は国家質検総局がその解釈の責を負う。

第三十五条 本『弁法』は2002年6月1日より施行する。従来の国家経済委員会『工業製品生産許可証管理弁法』(経質〔1984〕526号)は同時に廃止する。

工業製品生産許可証制度実施製品リスト(全81製品名称)

	製品名称	証書発給単元製品数等
1	電熱食品加工機械(定額容積が10以下家庭用製品及び類似用途製品は除く)	7
2	オイルソー	3
3	人工ボード	11
4	ボイラー及び圧力容器用鋼管(パイプ)	4
5	ボイラー及び圧力容器用鋼板	3
6	鉄筋コンクリート用鉄筋	5
7	PCコンクリート用鋼材(鋼線、棒鋼及び紋様入り鋼線)	4
8	耐火材料	5
9	鋼線ロープ	5
10	軸受け鋼材	4
11	ローラー	2
12	軽量小型クレーン輸送設備	7
13	ポンプ	12
14	エアコンプレッサー	5
15	蓄電池	10
16	メカニカルシール	6
17	機動脱穀機	4
18	防爆電気製品	3
19	グラインダー	3
20	内燃機(バイクエンジンを除く)	7
21	電線ケーブル	16
22	電気溶接棒	9
23	電力整流器	3
24	衛星放送テレビ地上受信設備	9

25	ICカード及び読み取り装置	2
26	無線放送テレビ発信設備	10
27	化学肥料	6
28	農薬	詳細品目は別リスト
29	ゴム制品	12
30	セラミック設備	4
31	危険化学品	8分類250品目以上
32	危険化学品包装材、容器製品	14
33	溶解アセチレン	1
34	食用化工製品	3
35	石油天然ガス工業用溶接鋼管	7
36	噴出防止器噴出防止制御置・	4
37	ボーリング用吊り工具	4
38	自転車	3
39	電熱カーペット	6
40	圧力鍋	2
41	化粧品	6品目、商品毎
42	食用アルコール	1
43	食用香料	4
44	めがね	12
45	食器洗剤	1
46	幼児用配合粉ミルク	関連基準にて生産された商品 毎に申請取得
47	ホワイトリカー	1
48	鉄道車両ブレーキシュー・(高リン)	1
49	鉄道専用制御ソフトパイプ接続器	1
50	応力コンクリート枕木	1
51	電気鉄道接触網電気供給金具	7
52	ビレット	1

53	PCポストテンションコンクリート鉄道用高架橋支柱	1
54	道路高架橋支柱	3
55	機動車制動液	3
56	特種労働防護用品	31
57	建築用足場組立用部品	2
58	建築門扉窓	6
59	バイク乗車用ヘルメット	1
60	セメント	4種類、詳細品目有り
61	コンクリート送水管	5
62	非金属摩擦シール材・	18
63	建築用防水巻き材	18
64	銅及び銅合金管材	13
65	アルミ合金建築型材	5
66	チタン及びチタン合金加工製品	7
67	放送通信用鉄塔及び電柱・	4
68	電力配線用金具	4
69	送電線用鉄塔	3
70	電力調整通信設備	7
71	水流計装計器及び岩石土木工事用計装計器	11
72	水工金属構造物(小型、中型、大型及び超大型の4種類32仕様に区分)	32
73	冷却装置	28
74	救命設備	3
75	搾油設備	5
76	ガス器具	7
77	飼料粉碎機械	10
78	人民元偽札判別機	1
79	一部綿花加工機械製品	2
80	偽物防止技術製品	1
81	納税管理現金受取機	4